

## 越前市条例第5号

越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例を次のとおり公布する。

令和3年3月19日

越前市長 奈良 俊 幸

### 越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例

#### 前文

人々が社会の中で生活する上で、情報取得及びコミュニケーションは欠かすことのできないものです。全ての市民が障がいの有無にかかわらず、社会、文化活動その他あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を平等に取得し、周囲とのコミュニケーションを行うことが必要です。必要な情報を取得することによって活動を知り、周囲とのコミュニケーションを行うことによって意思や感情を伝え合い、活動に参加できます。

しかし、障がいの特性により音声や文字をそのまま受け取りにくい人がいます。障がいのある人は、必要な情報を得ることが困難で不安や不便さを感じたり、相互理解を深めるためのコミュニケーションが困難で誤解を招いたりする場合があります。障がいの特性が周囲に認識されず、障がいのある人に対して適時適切な配慮がなされない場面も見られます。このように、障がいの特性によって生じる障壁により、障がいのある人が活動に参加しにくい状況を生み出しています。

障がいのある人が感じる障壁を取り除くには、障がいの特性に応じた手段により情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会を確保することが大切です。また、障がいの特性への理解を深め、障がいの有無によって分け隔てられることのない環境をつくることも大切です。

ここに、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用の機会を確保し、障がいへの理解を深めることで、障がいのある人もない人

もお互いに認め合い、支え合う越前市を目指していくために条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により、情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境を整備するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民、障がいのある人及び事業者の役割を明らかにするとともに、相互に連携及び協働を図り、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が相互に理解し、障がいのある人が安心して生活できる地域共生社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
- (2) 合理的配慮 障がいのある人を取り巻く環境にある社会的障壁を取り除くために、障がいのない人と同等の権利を行使することを確保するための必要かつ可能な範囲での適切な変更又は調整のことをいいます。
- (3) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある人をいいます。
- (4) 事業者 商業その他の事業を行う者であり、目的の営利又は非営利及び個人又は法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行うものをいいます。

(基本理念)

第3条 障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、障がいのある人がそれぞれの障がいの特性に応じて情報を取

得し、並びにコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を確保する権利を有することを前提として、障がいのある人と障がいのない人が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図り、障がいのある人が情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保できる環境の整備をするために必要な施策を推進します。

2 市は、障がいのある人と対応する際に、その障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮を行います。

3 市は、次条から第7条までの規定による市民、障がいのある人及び事業者がその役割を果たすための支援を行います。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一人として、障がいへの理解を深め、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努めます。

(障がいのある人の役割)

第6条 障がいのある人は、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するとともに、障がいに対する市民の理解の促進に努めます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、障がいのある人が障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境に配慮し、障がいのある人が働きやすい環境を整備するための合理的配慮を行うよう努めます。

(基本推進方針)

第8条 市は、あらかじめ、障がいのある人及び関係者の意見を聴取し、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のための基本推進方針を策定します。

2 市は、基本推進方針と市が別に定める他の計画との整合性を図るものとします。

3 基本推進方針においては、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段について、次の事項を定めるものとします。

(1) 理解及び利用の促進を図るための施策に関すること。

(2) 選択及び利用の機会が確保できる環境づくりに関すること。

(3) 支援に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施策の推進)

第9条 市は、基本推進方針に基づく施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、施策の実施状況について検証を行い必要な見直しを行うものとし、障がいのある人及び関係者の意見を反映させるための会議を開催します。

3 前項の会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(財政措置)

第10条 市は、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(検討)

第11条 この条例の施行後、障がいのある人、関係者及び関係団体から施策について要望があった場合には、必要に応じて、施策の施行状況について調査を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。